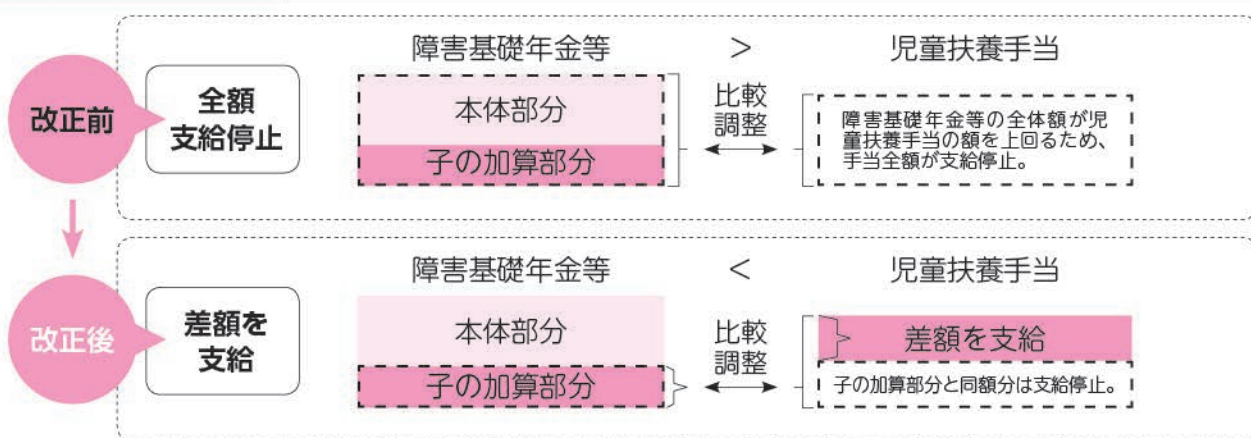


# 障害基礎年金などを受給している ひとり親のご家庭のかたへ

令和3年3月分から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当を受給していないかたは申請が必要です。(既に児童扶養手当を受給しているかたは申請不要)

申請に必要なもの	申請者名義の口座情報がわかるもの 申請者と子どもの戸籍謄本 申請者と子どものマイナンバーがわかるもの 年金を受給していることがわかるもの 申請者の年金手帳 印鑑 ※他に個々に書類が必要な場合がありますので、ご相談ください。
申請期日	令和3年3月1日時点で支給要件を満たしているかたは、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当に遡って受給することができます。 ※期日を過ぎても申請はできますが、翌月分手当からの受給となります。



**問合せ** 健康こども課 子育て支援担当 ☎62-1288

## パブリックコメントの実施

秩父圏域のし尿処理事業の広域化による処理の安定の実現のため策定する「し尿処理事業広域化基本計画」について町民の皆さんのご意見を募集します。

**計画内容** 処理効率の低下している秩父圏域のし尿処理施設3施設の将来的な統合に向けて、事業を秩父広域市町村圏組合に移管します。

公表方法	公表時期および意見募集期間	提出方法
・町ホームページへの掲載 ・し尿処理事業広域化準備室での閲覧	4月12日(月)から 5月12日(水)まで	郵便・FAX・電子メール

### 「し尿処理事業広域化基本計画」策定にかかる住民説明会

「し尿処理事業広域化基本計画(案)」について、住民説明会を下記のとおり開催します。  
 また、3密を避けるため入場者数を制限します。参加者多数の場合は先着順とします。ご了承ください。

日時	場所	定員
4月27日(火)午後6時～7時	文化会館 会議室A	40名

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、変更(中止)になる場合は、防災行政無線でお知らせします。

**問合せ** し尿処理事業広域化準備室 ☎26-1135 FAX22-2309 〒368-8686 秩父市熊木町8-15  
 ✉shinyokoiki@city.chichibu.lg.jp  
 町民生活課 環境衛生担当 ☎62-1232